

第 8 次静岡県保健医療計画の中間見直しについて（救急・災害）

(医療局地域医療課)

1 概要

計 画 名	静岡県保健医療計画（事業：救急医療・災害医療）
根 拠	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項
手 続 き	静岡県救急・災害医療対策協議会による協議の後、医療審議会の審議を経て、3 年経過後の見直しを実施
計画期間	平成 30 年度から令和 5 年度（平成 35 年度）までの 6 年間
策定時期	昭和 63 年度策定（平成 30 年 3 月第 8 次改定）
見 直 し の 考 え 方	厚生労働省が示した救急医療の体制構築に係る指針及び災害医療の体制構築に係る指針（令和 2 年 4 月 13 日医政地発 0413 第 1 号「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」）を参考に、現行計画の見直しを行う。

2 スケジュール

時 期	会 議 等	県の動き等
令和 3 年 2 月	救急・災害医療対策協議会(2/16)	中間見直し骨子案の協議
3 月	医療審議会(3/23)	中間見直し骨子案の審議
中間見直し素案の作成		
6～7 月	救急・災害医療対策協議会(6/29)	中間見直し素案の協議
12 月	医療審議会	中間見直し素案の審議
中間見直し最終案の作成		
令和 4 年 2 月	救急・災害医療対策協議会	中間見直し最終案の協議
3 月	医療審議会	中間見直し最終案の審議・決定
計画見直し内容決定、公表		